重要事項説明書

指定通所介護サービス

指定総合事業第１号通所事業（通所介護相当サービス）

あなたに対する（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業（通所介護相当サービス））サービスの提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

１．利用事業所

名　　称　：土肥デイサービス

指定番号　：２２７０３０００５２

所 在 地　：静岡県伊豆市小土肥７８７－２

管理者名　：福室　悦子

電話番号　：０５５８（９８）２９００

FAX番号　：０５５８（９８）２９０１

開所年月日：（平成１２年４月１日・平成１８年４月１日・平成２７年４月１日）

２．事業の目的と運営の方針

事業の目的：社会福祉法人信愛会が開設する（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業（通所介護相当サービス））事業所土肥デイサービスが行う（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業（通所介護相当サービス）以下「指定総合事業第１号通所事業」という）事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が（要介護・要支援・総合事業対象者）状態にある高齢者に対し、適正な（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業）を提供することを目的とします。

運営の方針：①事業者の従事者は、（要介護・要支援・総合事業対象者）者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

３．施設の概要

土 地 面 積　：　５，１７９．７９㎡

建物規模構造　：　鉄筋コンクリート造　３階建　　延床面積　１１８㎡

利 用 定 員　：　月、火、水、木、金　３０名（一般型１単位）

４．福祉サービス第三者評価事業受審状況

第三者評価の実施の有無	未受審
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

５．職員体制

管　理　者	１人
生活相談員	１人以上
看護職員	１人以上
介護職員	４人以上
機能訓練指導員	１人以上

６．営業日及び営業時間

（１）営業日　　月曜日から金曜日とする。
　　ただし、１２月３１日から１月３日を除く

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする

（３）サービス提供日　　月曜日から金曜日までとする

（４）通常のサービス提供時間

（通所介護サービス・要介護の方）

午前９時００分から午後４時１５分までとする。

ただし、利用者の状況に応じ、サービス提供時間を変更することがある。

（延長サービス提供時間）　午後４時１５分～午後５時３０分まで

（通所介護相当サービス・要支援、総合事業の方）

午前９時３０分～午後３時３０分までとする。

ただし、利用者の状況に応じ、サービス提供時間を変更することがある。

７．サービスの内容

（１）　介護保険・総合事業基準サービス

※　以下のサービスについては、食事を除き介護保険負担割合証記載の割合を減した割合が介護保険から給付されます。

①　日常生活上の援助：利用者の心身の特性をふまえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

②　健康状態の確認：看護師が血圧測定等の健康チェックを行います。

１．体温や血圧、脈拍（毎回）・体重（必要時）

２．利用者の主治医や家族との連携のうえ、服薬指導や継続治療等の経過観察ならびに情報提供を行います。

③　機能訓練：日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、必要な機能訓練を行います。

④　送迎：利用者の身体状況にあわせた方法で送迎を行います。

⑤　入浴：温泉を活用し、介助によるスロープ付き一般浴、機械浴、チェアインバス（車椅子対応）の中から、身体状況にあった方法で入浴できます。

⑥　相談及び援助：利用者及びそのご家族からの日常生活における介護上の問題点やその他お困りの点につきご相談に応じます。（秘密厳守します）

⑦　食事：管理栄養士によるバランスのとれた豊富な複数献立や季節献立等、利用者の状態に配慮した食事を提供し、必要に応じた介助をします。

（２）介護保険・総合事業基準外サービス

※　以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①　介護保険給付限度額及び総合事業支給限度額を超える（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業）サービス。

＊尚、利用にあたっては、利用者および家族との合意に基づき、介護保険給付限度額及び総合事業支給限度額を超える（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業）サービスを提供します。

８．サービスにあたっての留意事項

（１）施設、設備等の使用上の注意

①　施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

②　故意、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③　利用者が故意、または過失を問わず、サービス従事者または他の利用者に対して精神的・肉体的苦痛や、財物・信用等を傷つけたり、または宗教・政治・営利活動を行うことを禁止します。

④　許可なく飲食物やペット、危険物等の持ち込みはご遠慮願います。

（２）喫煙について

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮願います。

９．サービス利用にあたっての禁止行為について

（１）介護職員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

（２）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

（３）サービス利用中に介護員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

１０．利用料

別添の料金表により利用料金をお支払下さい。　　【　別　添　１　】

１１．通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、次のとおりとします。

①　伊豆市土肥　　②　伊豆市小土肥

③　伊豆市八木沢　　④　伊豆市小下田

１２．交通費

通常の事業の実施地域内については、利用料に交通費が含まれております。

１３．苦情処理

（１）苦情申立窓口　　【　別　添　２　】

（２）第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

第三者委員については事業所内に掲示しております。

（３）苦情処理体制

相談・苦情に対する常設の窓口を設け、事業所に掲示した苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情受付担当者は、受け付けたすべての苦情を書面に記録するとともに、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合は除きます。苦情解決責任者は担当者及び他の従業員を加え、苦情解決に向けた検討会議を行い、苦情受付担当者は、その解決・改善までの経過と結果について書面に記録し、苦情申出人及び第三者委員に報告します。また、サービスの質や信頼性の向上のため、個人情報に関するものを除き、解決結果を公表します。

１４．事故発生時の対応について

（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業）サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに事前に指定された緊急連絡先及び担当ケアマネジャーに連絡するとともに、必要により医師の診察や医療機関へ救急搬送します。また、事業者は市町や家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。また、事故を未然に防ぐための方策を講ずるものとします。

１５．損害賠償について

（１）当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意、または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

（２）損害賠償保険の加入

保険会社名　　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名　　介護保険・社会福祉事業者総合保険

１６．秘密保持

（１）事業者及びその従事者は、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

（２）事業者は、事業者の従事者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らすことがない様必要な措置を講じます。

（３）事業者は、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、その家族等の個人情報を用いる場合には当該家族等から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

１７．非常災害時の対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成し、地域住民と連携しながら定期的に避難・救出その他必要な訓練等を行います。

１８．緊急時の対応方法

利用者の主治医等への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先にも連絡します。

１９．虐待防止のための措置について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修や訓練を定期的に実施し、必要な措置が適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

２０．感染症が発生し、又はまん延しないための措置について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じます。

２１．事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、指定通所、総合事業第１号通所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため「感染症に係る事業継続計画」「災害に係る事業継続計画」を策定すると共に、計画に従い、職員に対して研修や訓練等必要な措置を講じます。

令和　　年　　月　　日

当事業所は、利用者に対する（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業）サービスの提供開始に当たり、利用者ならびに利用者の家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

指定通所介護サービス事業所
指定総合事業第１号通所事業（通所介護相当サービス）事業所
所在地　〒410-3301　静岡県伊豆市小土肥 787-2
名　称　社会福祉法人　信 愛 会

土肥デイサービス

理事長　　奥　津　匡　俊

説明者氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、（指定通所介護・指定総合事業第１号通所事業）サービスの提供に同意しました。

住所

氏名　　印

【　別　添　２　】

（１）苦情申立窓口

利用者相談窓口　　：受付担当者　　新谷　裕生
　　電話　０５５８－９８－２９００

伊豆市健康長寿課　　：伊豆市小立野３８－２
　　電話　０５５８－７４－０１５０
　　受付時間　月曜日から金曜日（午前８時３０分～午後５時１５分）

静岡県国民健康保険団体連合会
　　：静岡市葵区春日２丁目４－３４
　　電話　０５４－２５３－５５９０
　　受付時間　月曜日から金曜日　（午前９時～午後５時）

静岡県福祉サービス運営適正化委員会
　　：静岡市葵区駿府町１－７０　静岡県総合社会福祉会館内
　　電話　０５４－６５３－０８４０
　　受付時間　月曜日から金曜日　（午前９時～午後５時）

（２）苦情解決責任者

土肥デイサービス　管理者　　福室　悦子